

青森県報

第三千七百八十四号

平成二十五年
十二月十八日
(水曜日)

目次

告 示

生活保護法による介護機関の指定	右	(健康福祉課)	一
右	同	(同)	一
右	同	(同)	二
右	同	(同)	二
右	同	(同)	三
右	同	(同)	三
家畜伝染病の発生	同	(畜産課)	四
公 告			
争議行為の通知の公表		(労政・能力開発発課)	四
八戸港湾隣接地域の変更に係る公聴会の開催		(港湾空港課)	四
電子計算組織の購入に係る一般競争入札		(会計管理課)	五

告 示

青森県告示第八百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	特別養護老人ホーム松風荘	所在地	上北郡東北町字乙供一二三	施設の種類	介護老人福祉施設	指定年月日	平成三〇一
-----	--------------	-----	--------------	-------	----------	-------	-------

青森県告示第八百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	居宅介護事業者		名称	所在地	指定年月日
	主たる事務所所在地	居宅介護事業の種類			
株式会社ピリブケアサポート	青森市古川二丁目一五の七	訪問看護	ピリブ訪問看護八戸中央	八戸市類家四丁目八の一	平成三〇一
"	"	福祉用具貸与	ピリブ福祉用具八戸中央	"	"
"	"	訪問入浴介護	ピリブ訪問入浴八戸中央	"	"
医療法人メロディカルファロン	八戸市大字八幡字下樋田一の四	訪問看護	訪問看護シヤワタ	八戸市大字田面三の六共栄ハイツ一〇一	"

社会福祉法人柏友会	医療法人青仁会	社会福祉法人恵生会	まつすぐ介護合同会社	社会福祉法人青森福祉振興団	有限会社アトムスプランニング	株式会社エコー	社会福祉法人恵仁会	北部上北広域事務組合
つがる市柏桑野の木田若宮二五五	八戸市大字田面の木字赤坂一六の三	三戸郡南部町大字仙ノ木一の一	つがる市木造浮巢六の五	むつ市十二林一の一三	むつ市柳町一丁目九の七	十和田市東一番町の五	十和田市大字三本木字里ノ沢一の六二	上北郡野辺地町字田狭沢四〇の九
認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型生活介護	通所介護	訪問リハビリテーション	福祉用具貸与	通所介護	認知症対応型通所介護	"
グループホーム桑寿園	シニアライフサライスの郷	グループホーム三老	デイサービス泊サロン	みちのく訪問リハビリテーション	アトムスプランニング ケア・サンポ	デイサービス「つどい」	デイサービスみちのくの里	公立野辺地病院訪問看護ステーション
つがる市柏桑野の木田若宮二五五	三沢市中央町四丁目一の二	三戸郡南部町大字仙ノ木二平四二	つがる市木造末広一八	むつ市十二林一七の一	むつ市柳町一丁目九の七	十和田市大字三本木字一本木沢一の九	十和田市大字三本木字里ノ沢一の五九	上北郡野辺地町字鳴沢九の一
"	三五・六一	三五・八二	三五・二一	三五・〇一	三五・六一	三五・九二	三五・九六	"

青森県告示第八百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したの

で、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年十二月十八日

青森県知事 三村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定期日
社会福祉法人ファミリー	三戸郡五戸町字姥堤三四の一	ケアステーションハピネスやくら	八戸市大字八幡字下樋田一の一	平成二五年・四・一
有限会社メーブルの里	弘前市大字藤代二丁目二二の七	ケアプランセンターメーブルの里	南津軽郡藤崎町大字藤崎字東村井五六の八	三五・九・三

青森県告示第八百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年十二月十八日

青森県知事 三村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定期日
株式会社ピリット	青森市古川二丁目一五の七	ピリット福祉用具八戸中央	八戸市類家四丁目八の一	平成二五年・一〇・一
有限会社アトムスプランニング	むつ市柳町一丁目九の七	アトムスプランニングポートマデニ	むつ市柳町一丁目九の七	三五・八・一

青森県告示第八百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社 有限会社 アトムス グループ	株式会社 コイ	北部上北 地域事務 組合	医療法人 メムカ デイル フォン	"	"	株式会社 アビ ケア サポート	介護予 防事業 者	名 称	主たる 事務所 の地	介護予 防事業 の種類	名 称	所 在 地	指 定 年月 日
目九の七 柳町一丁	町和六 田市の 東一番	九字上 北郡野 辺地四 〇の町	字八戸 市大字 八幡の 四幡	"	"	目一五 の七	訪問 看護	訪問 看護 八戸訪 問看護 中央	訪問 看護 八戸訪 問看護 中央	訪問 看護 八戸訪 問看護 中央	訪問 看護 八戸訪 問看護 中央	目八の 一	平成 二五 〇・一
貸付 用具	通所 介護	"	訪問 看護	訪問 看護 中央	訪問 看護 中央	訪問 看護 中央	訪問 看護 中央	訪問 看護 中央	訪問 看護 中央	訪問 看護 中央	訪問 看護 中央	訪問 看護 中央	訪問 看護 中央
目九の七 柳町一丁	一本九 の木 字一 本木 沢	字上北 郡野 辺地二 二	字八戸 市大字 田面の 三六 共栄 ハイ ツ一〇 一	"	"	目八の 一	訪問 看護 中央	訪問 看護 中央	訪問 看護 中央	訪問 看護 中央	訪問 看護 中央	訪問 看護 中央	訪問 看護 中央
二五 〇・一	二五 〇・一	"	"	"	"	二五 〇・一	訪問 看護 中央	訪問 看護 中央	訪問 看護 中央	訪問 看護 中央	訪問 看護 中央	訪問 看護 中央	訪問 看護 中央

社会福祉 法人青森 福祉振興 会	社会福祉 法人青 仁会	まっすぐ 介護合同 会社	社会福祉 法人青 仁会
一むつ 市の三 十二林 一	八戸市 大字田 面一六 の三	つがる 市木造 浮巢六 の五	八戸市 大字田 面一六 の三
訪問予 防シヨ ンテ ー	介護予 防シヨ ンテ ー	介護予 防シヨ ンテ ー	介護予 防シヨ ンテ ー
みちの く訪 問リハ ビク ンリ	みちの く訪 問リハ ビク ンリ	みちの く訪 問リハ ビク ンリ	みちの く訪 問リハ ビク ンリ
七の 一十二 林一	七の 一十二 林一	七の 一十二 林一	七の 一十二 林一
二五 〇・一	二五 〇・一	二五 〇・一	二五 〇・一

青森県告示第八百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社 アビ ケア サポート	株式会社 アビ ケア サポート	特定 介護 予防 福祉 用具 販売 事業 者	特定 介護 予防 福祉 用具 販売 事業 所	名 称	主たる 事務所 の地	名 称	所 在 地	指 定 年月 日
目九の七 柳町一丁	目一五 の七	目九の七 柳町一丁	目九の七 柳町一丁	株式会社 アビ ケア サポート	青森市 古川二 丁	株式会社 アビ ケア サポート	八戸市 類家四 丁	平成 二五 〇・一
訪問 看護 中央	訪問 看護 中央	訪問 看護 中央	訪問 看護 中央	株式会社 アビ ケア サポート	青森市 古川二 丁	株式会社 アビ ケア サポート	八戸市 類家四 丁	平成 二五 〇・一
訪問 看護 中央	訪問 看護 中央	訪問 看護 中央	訪問 看護 中央	株式会社 アビ ケア サポート	青森市 古川二 丁	株式会社 アビ ケア サポート	八戸市 類家四 丁	平成 二五 〇・一

青森県告示第八百六十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生場所又は区域	発月日
結核病	牛	疑似患畜	一四	上北郡七戸町	平成 二五・三・六

公 告

争議行為の通知の公表

八戸市大字田面木字中明戸二に所在する八戸赤十字病院労働組合の執行委員長田村政雄から労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公表する。

平成二十五年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 争議行為の目的
 - 二〇一三年秋年末組合要求の前進および実現
- 二 争議行為をなす日時
 - 平成二十五年十二月二十四日午前零時より受結に至るまでの期間
- 三 争議行為をなす場所
 - 八戸赤十字病院の全職場、または一部
- 四 争議行為の概要
 - 右記の場所で全体的あるいは部分的に、あるいは断続的に全ての業務の停止をは

じめ、あらゆる形の争議行為を単独または、併用して行う。

八戸港港湾隣接地域の変更に係る公聴会の開催

八戸港の港湾隣接地域（河原木A地区及び河原木B地区）の変更に係る公聴会を次のとおり開催するので、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の二第二項後段の規定により公告する。

平成二十五年十二月十八日

八戸港港湾管理者 青 森 県
代表者 青森県知事 三 村 申 吾

公聴会の期日及び場所

期 日	場 所
平成二十六年一月十日 午後一時三十分	八戸市豊洲三の九 八戸港貿易センター一階多目的ホール

二 変更後の港湾隣接地域

1 河原木A地区

基点1から方位角四六度一分に引いた線、基点1から基点6までを順次結んだ線、基点6から方位角三一四度五二分に引いた線及び水際線（基点1から方位角四六度一分に引いた線と水際線との交点から、基点6から方位角三一四度五二分に引いた線と水際線との交点に至るもの）に囲まれた陸域

2 河原木B地区

基点1から方位角一三七度九分に引いた線、基点1から基点38までを順次結んだ線、基点38から方位角六三度五五分に引いた線及び水際線（基点1から方位角一三七度九分に引いた線と水際線との交点から、基点38から方位角六三度五五分に引いた線と水際線との交点に至るもの）に囲まれた陸域

三 変更後の港湾隣接地域の陸域の地番

1 河原木A地区

八戸市豊洲六、二の二、二の三、二の三三及び四

2 河原木B地区

四 基点の表示

八戸市大字河原木字海岸一の二、一の二、二の二、三の五、四の二、四の二八、四の三二、四の五五、四の五六、四の七二、四の七三、四の七五、九の一、一〇の一、一一から一三まで、一六の一、一七の一、一八の一三、一八の一四、二二の一、二四の一から二四の八まで、二四の二二、二四の二九、二五の二二、二六から二九まで、三三の一、三三の二、三五の二、三五の三、三六の二、三六の五、三六の八、三六の一八、三六の二四、三七の一、三七の二、四〇から四二まで、同市同大字北沼一の二

1 河原木A地区

- 基点1 (北緯四〇度三二分一五秒東経一四一度三一分〇秒) 1号表示杭
基点2 基点1から三二六度四分 二二一・一メートル 2号表示杭
基点3 基点2から四五度三分八分 二七二・五メートル 3号表示杭
基点4 基点3から三一六度一分四分 三三八・七メートル 4号表示杭
基点5 基点4から二五一度一分 二九九・二メートル 5号表示杭
基点6 基点5から二四二度二分 三九四・二メートル 6号表示杭

2 河原木B地区

- 基点1 (北緯四〇度三二分三六秒東経一四一度三〇分二一秒) 1号表示杭
基点2 基点1から六二度〇分 六二七・四メートル 2号表示杭
基点3 基点2から三三〇度一分 三七四・四メートル 3号表示杭
基点4 基点3から三一一度三九分 一五六・八メートル 4号表示杭
基点5 基点4から三一九度四七分 三四・七メートル 5号表示杭
基点6 基点5から二二九度五五分 三八八・九メートル 6号表示杭
基点7 基点6から三一一度二〇分 三三三・六メートル 7号表示杭
基点8 基点7から二二九度二五分 八〇・〇メートル 8号表示杭
基点9 基点8から二二九度五六分 二二九・三メートル 9号表示杭
基点10 基点9から二二九度五三分 八〇・〇メートル 10号表示杭
基点11 基点10から三三一一度四分 二二〇・〇メートル 11号表示杭
基点12 基点11から六〇度三分 二八七・六メートル 12号表示杭
基点13 基点12から二二七度四分 六六・九メートル 13号表示杭
基点14 基点13から五九度一分 二六六・〇メートル 14号表示杭
基点15 基点14から二二九度三分 一一〇・〇メートル 15号表示杭
基点16 基点15から二七〇度二分 二六三・八メートル 16号表示杭

- 基点17 基点16から二四〇度四分 三三五・一メートル 17号表示杭
基点18 基点17から三三〇度四分 二二〇・〇メートル 18号表示杭
基点19 基点18から二四〇度三分 八〇・〇メートル 19号表示杭
基点20 基点19から二二九度五分 二四二・九メートル 20号表示杭
基点21 基点20から五八度三分 八〇・〇メートル 21号表示杭
基点22 基点21から三三一度二分 二二・〇メートル 22号表示杭
基点23 基点22から五九度一分 四二九・七メートル 23号表示杭
基点24 基点23から二二九度五分 一七四・〇メートル 24号表示杭
基点25 基点24から二八五度二分 五九一・八メートル 25号表示杭
基点26 基点25から三三〇度三分 七六・〇メートル 26号表示杭
基点27 基点26から二四一度二分 五一六・一メートル 27号表示杭
基点28 基点27から三三一度二分 三一六・八メートル 28号表示杭
基点29 基点28から二二五度二分 四八・〇メートル 29号表示杭
基点30 基点29から三三三度三分 五〇・九メートル 30号表示杭
基点31 基点30から二四二度四分 四三・〇メートル 31号表示杭
基点32 基点31から二二九度四分 七八・三メートル 32号表示杭
基点33 基点32から六一度二分 四二・六メートル 33号表示杭
基点34 基点33から二二九度三分 五九・七メートル 34号表示杭
基点35 基点34から二四〇度四分 九六・三メートル 35号表示杭
基点36 基点35から二二〇度三分 一四四・〇メートル 36号表示杭
基点37 基点36から六一度五分 八一〇・六メートル 37号表示杭
基点38 基点37から三三三度七分 一八一・九メートル 38号表示杭

電子計算組織の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十五年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

- 1 電子計算組織（尾上総合高等学校） 一式
- 2 電子計算組織（八戸工業高等学校） 一式

二 納入期限
平成二十六年三月二十四日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成二十五年二月一日青森県告示第六十九号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定によりAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 入札説明書に明記されている入札に参加する者の提出書類を適正に提出しているものであること。

五 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 二部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十六年一月十四日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合に

は、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七 七三四 九一〇四

七 入札の日時及び場所

1 日時

平成二十六年一月二十八日（時間は、入札説明書による。）

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎東棟一階 会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第五百九条の規定による。

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨

てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

(1) Computer System

(Onoe Intergrated High School)

(2) Computer System

(Hachinohe Technical High School)

2 Due date:

24 March, 2014

3 Time limit for tender:

28 January, 2014 (Please refer to a bid manual in time.)

4 Contact Point for the notice:

Account Management Division

Accounting Bureau

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9104

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭